

外来受診の自己負担限度額（月額）と医療費の計算例

70歳未満の人の場合

所得区分	自己負担限度額	
	1年で3回目まで	4回目以降
上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※（ ）内が0未満の場合は、それぞれ150,000円、80,100円が限度額です。

70歳以上の人の場合

窓口の負担割合	所得区分	外来(個人ごとの限度額)
3割	現役並み所得者	44,400円
	一般	12,000円
1割	住民税 非課税世帯	8,000円
	低所得者Ⅱ 低所得者Ⅰ	8,000円

例)低所得者Ⅱで外来受診のみの場合の医療費
窓口で支払う金額

	3月31日まで	4月1日から
A病院	10,000円	8,000円
B薬局	5,000円	5,000円
合計	15,000円	13,000円

限度額適用・標準負担額減額認定証の提示が必要です。
1医療機関当たりの支払額が限度額までになります。

後日、高額療養費として支給される金額（窓口負担金額-自己負担限度額）

15,000円-8,000円	→	13,000円-8,000円
7,000円	→	5,000円

現在、高額な外来診療を受けたとき、1カ月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、一旦その額を支払う必要があります。
4月1日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

4月1日から、高額な外来診療を受けたとき、
窓口での支払が一定の金額にとどめられます

医療費は、被保険者の所得区分に応じて自己負担限度額（月額）が設けられており、これを超えて支払った場合、その超過額が受診月のおよそ3カ月後に、高額療養費として支給されます。
(別途、申請案内があります)

今まで医療機関などの窓口での支払いは、入院に限りこの限度額までであったのが、4月1日から外来で受診する際も、1カ月当たりの医療機関ごとの支払いが、所得区分に応じた限度額までとなります。(上表参照)
適用を受けるための手続き

この適用を受けるには、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要場合があります。ですので、下表を参考に住民保険課国保医療・年金係または後期高齢者医療係の窓口で申請してください。

(注)国保税を滞納していると、限度額適用・標準負担額減額認定証は交付できません。

住民保険課国保医療・年金係

☎ 34・2097

住民保険課後期高齢者医療係

☎ 34・2096

事前の手続きと医療機関などでの提示方法

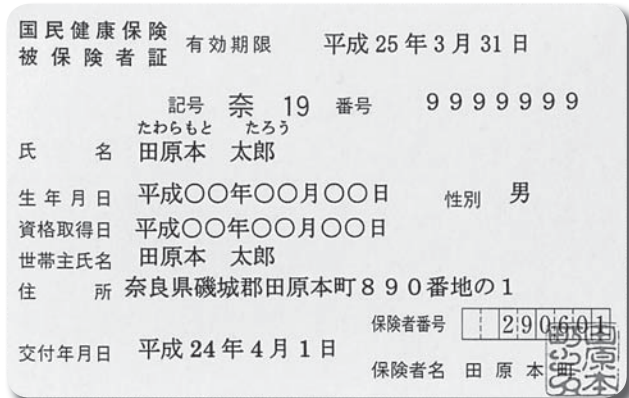
高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
● 70歳未満の人	住民保険課国保医療・年金係に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。	被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口で提示してください。
● 70歳以上75歳未満で 住民税非課税世帯の人	申請に必要なもの 印鑑、被保険者証	
● 75歳以上で 住民税非課税世帯の人	住民保険課後期高齢者医療係に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。	被保険者証と限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口で提示してください。
● 75歳以上で 住民税非課税世帯でない人	申請に必要なもの 印鑑、被保険者証	
● 70歳以上75歳未満で 住民税非課税世帯でない人	必要ありません。	被保険者証と高齢受給者証を窓口で提示してください。
● 75歳以上で 住民税非課税世帯でない人	必要ありません。	被保険者証を窓口で提示してください。

新しい国民健康保険被保険者証を交付します

住民保険課国保医療・年金係
☎ 34・2097

現在お使いの国民健康保険（国保）被保険者証は、3月31日までしか使うことができません。それに伴い、4月1日からの新しい被保険者証を交付します。

なお現在お使いの被保険者証は、4月以降に住民保険課へ返却していただくか、裁断するなどご本人で確実に処分してください。



▲新しい被保険者証

被保険者証の有効期限

平成25年3月31日まで

ただし、次の人は有効期限が短くなります。

■ 年度途中で75歳になる人

■ 有効期限 誕生日の前日

※後期高齢者医療制度へ移行するため。

■ 退職者医療に該当し年度途中で65歳になる人（退職被保険者の場合はその被扶養者を含む）

■ 有効期限 65歳の誕生日の月末（1

日生まれの人）は前月の月末）

※一般の被保険者証へ切り替わるため、対象者には新しい被保険者証を送付します。

交付方法

■ 保険税を完納している世帯

3月下旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付しますので、受領印と引き換えにお受け取りください。

不在の場合は、「郵便物お預かりのお知らせ」が配達されますので、これ

と印鑑・本人確認のできるものを持って、日本郵便田原本支店で受け取るか、配達希望日を記入してポストに入れてください。

万一、被保険者証が届かない場合や内容に誤りがある場合は、住民保険課へご連絡ください。

■ 保険税に未納がある世帯

保険税に未納がある場合は、新しい被保険者証を郵送しません。

世帯主か世帯主の委任を受けた代理人が、住民保険課へお越しください。未納保険税について納税、納税相談をしたうえで被保険者証を交付します。

■ 口座振替のご案内

保険税の納付には口座振替が便利です。一度手続きをすると、指定された預金口座から納付期日に合わせて自動的に保険税が引き落とされます。

希望する場合は町指定の金融機関に、保険税の納付書、通帳、通帳の届出印を持って、窓口に着いてある依頼書に必要事項を記入してお申し込みください。

※町外の金融機関などの窓口には依頼書がありませんので、税務課（☎

34・2111）へ事前にご連絡ください。

国民健康保険高齢受給者証

自己負担割合増の凍結期間が更に1年延長されます

制度改正に伴い70歳から74歳の人の医療機関での自己負担については、現在1割負担の人は2割負担に見直されることになっていましたが、平成24年4月から1年間、自己負担が1割に据え置かれることになりました。
※現役並み所得者である3割負担の人は除きます。

■ 高齢受給者証を3月中に送付します

対象となる国保加入者には3月中に4月以降の受給者証を送付します。新しい受給者証が届いた人は、4月以降現在お使いの受給者証を住民保険課へ返却していただくか、裁断するなどご本人で確実に処分してください。

この受給者証は、毎年8月切り替えとなりますので、今回送付する受給者証の有効期限は7月31日となっています。（7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで）